

## 第17回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

### 1 開催日時

令和2年8月4日（火） 午後3時～午後5時

### 2 会 場

アーバネックス御池ビル西館4階 消費生活総合センター研修室

### 3 次 第

#### (1) 会長・副会長の選出

互選により吉田委員を会長に，岡本委員を副会長に選出

#### (2) 報告事項

- ア これまでの路上喫煙対策の取組について
- イ 健康増進法の改正について
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等について

#### (3) 審議事項

- ア 加熱式たばこの取り扱いについて
- イ 喫煙場所の今後の在り方について

#### (4) その他

### 4 概 要

主な意見は下記のとおり

## 記

### 3(2)報告事項について

#### ○委員

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止と路上喫煙の防止を両立は難題だが，密を避けるため喫煙場所を一時閉鎖したと理解してもよいか。
- ・ 一時閉鎖解除後，会話時はマスクをするようにという趣旨の掲示をしているのか。
- ・ 喫煙場所の閉鎖に関して市民から意見は寄せられたのか。

#### ●事務局

- ・ そうである。

- ・ 会話時はマスクをするようにという掲示と併せて、喫煙場所内の床面にソーシャルディスタンスを守るための標示を設置している。
- ・ 当初は喫煙者からの厳しい御意見もあったが、新型コロナウイルス感染症拡大は4月以降大きな問題となったため、情政を鑑みて御理解はいただけたと考える。

#### ○委員

- ・ 禁止区域内における違反者は地域住民が多いのか、それとも観光客が多いのか。
- ・ 知らずに喫煙した人に対しても過料を徴収するのか、あるいは指導にとどめるのか。

#### ●事務局

- ・ 市内中心部は、労働者等により昼間の流入人口が多いので、禁止区域に住む地元の方というよりは、地域外の方が多いと認識している。
- ・ 新型コロナウイルスが流行する前は、過料処分の4割が外国人で、主に旅行者であった。
- ・ 外国人に対しては、旅行パンフレットや観光地図等でも周知をしているので、過料徴収区域内で喫煙をすると過料を取られることを知っているか否かにかかわらず、路上喫煙を指導員が現認すれば徴収している。

#### ○委員

- ・ 喫煙場所の一時閉鎖について、国から何か基準等が示されているのか。

#### ●事務局

- ・ 社会情勢を踏まえて本市で検討した結果の対応であり、国からの基準等があるわけではない。喫煙場所の閉鎖について補足説明をすると、緊急事態宣言が出る前に人の移動を制限するという社会的な要請がある中で、人が集まる場所を閉鎖する動きが出てきて、それにより喫煙場所も含めた公の施設を閉鎖することとした。一方、緊急事態宣言が明けた後は、社会経済活動と感染拡大防止の両立を目指す段階になったことから、喫煙者と非喫煙者との共存を図るために喫煙場所を解除することとした。

#### ○委員

- ・ 供用再開後は、ソーシャルディスタンスを保っているかどうか等の確認のために、喫煙場所を巡回して状況を確認しているのか。

#### ●事務局

- ・ 巡回しており、喫煙場所内が密になることや、はみ出し喫煙について減少しているという認識でいる。

#### ○委員

- ・ はみ出し喫煙の減少の理由は、そもそも外出する人が減ったということか。

●事務局

- ・ そうである。

○委員

- ・ 定点調査の外国人はどのように見分けるのか。
- ・ 世界の標準では路上で吸える。日本のスタンダードは世界のスタンダードではない。オリンピックが1年延びたが、日本では路上でも吸えないということを徹底するための期間と捉えているので期待している。外国人等、日本の文化を知らない方々に対して、日本の政府とのタイアップも含めて周知啓発をしてもらいたい。

●事務局

- ・ 基本的には見た目で判断している。服装や持ち物で旅行者と見受けられる方については外国人に振り分けるように委託業者に指示した。

●事務局

- ・ 今までも外国人向けの冊子等に広告を載せたり、チラシや路面標示等を多言語表記に努めたりしている。周知方法は今後も課題であるが、啓発に努めてまいる。

○委員

- ・ 過去には空港などで配架される印刷物を作成するなど、海外の方に対してもしっかりと周知啓発に取り組んでもらっていると認識している。

### 3(3)ア加熱式たばこについて

○委員

- ・ 以前は私も喫煙者だった。喫煙を始めたときにたばこがおいしいと思ったことはないが、結局吸い続けることになった。そもそも喫煙をしないように取り組むことが教育の場面では大事なのではないか。どのような教育がなされているのか知りたい。

●事務局

- ・ 教育委員会と連携して防煙教室を行っている。中学生等に対して喫煙防止教育を行っており、「吸い始め」防止に努めている。

○委員

- ・ 家庭の中でも喫煙に関する制限が大きいので、喫煙者が減っているように思うが、現在の状態を教えていただきたい。

●事務局

- ・ 厚労省の資料によると、低減傾向にあるといえる。

○委員

- ・ 資料5の7について質問したい。16市は「条例の対象としない」とあるが、それらの都市では加熱式たばこを条例の対象とするかどうかについて検討中なのか。また、「条例の対象とする」とした4市においても加熱式たばこを対象に過料処分を行っている市はないと記載されているが、そもそも当該4市には過料という制度はあるのか。

●事務局

- ・ 検討中か否かについては確認していない。横浜市と広島市は過料の対象としている。そもそも、本市と他都市では条例の成り立ちが異なる点があるので、一概に説明できない。

○委員

- ・ 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「路喫条例」という。）について、身体・財産・健康については誰のものなのか明示されていない。また、路喫条例制定当時の平成19年には、燃焼式、いわゆる紙巻きたばこしか技術的に普及していなかったという点をどう考えるかだと思う。加熱式たばこが本条例の「たばこ」に該当するのかどうかをはっきりとさせるといふ点からすると、路喫条例にメスを入れるという選択肢もあると思う。

○委員

- ・ 資料5の3(1)において、「呼出煙」との記載があるが、別紙10で引用されている厚労省の調査においては記載されていないのはどういうことか。

●事務局

- ・ 呼出煙とは、喫煙者がタバコの煙を吸って吐いたものであるもので、基本的には「主流煙」と同等のものと考えてよい。

○委員

- ・ そもそも路喫条例は、たばこを路上で喫煙しないでくれという話なので、加熱式たばこで健康被害が生じるか否かという点は全く関係ないと思う。加熱式たばこは「たばこ」であるということを押さえないと、議論がどんどんおかしな方向に行ってしまう。WHOは、長期的な影響は不明とも言っているが、加熱式たばこは「たばこ」として規制すべきと明確に論じている。一方で厚労省は玉虫色で、たばこの受動喫煙の予測は困難であるとしている。国には1兆何千億円ものたばこ税が入ってくるので止められない。路上喫煙対策として、加熱式たばこも「たばこ」であると線引きをするのか、あるいは加熱式たばこによる健康への影響は不明であるという玉虫色の注意にとどめるのか。

●事務局

- ・ 加熱式たばこについて条例の中でどう扱っていくかは、他都市等の状況を踏まえて今後も検討してまいる。また、引き続きマナーを守って喫煙してもらうように誘導してまいる。過料を徴収するとなると、燃焼部がないため発見が難しいという課題を、路上喫煙等対策指導員からは聞いている。

○委員

- ・ 呼吸器学会はWHOと同じ立場に立っている。海外の論文でも、長期的な健康は不明という論調で話を締めくくっている形式が多いが、それは、加熱式たばこが登場して月日が浅いことから結論が出ていないためである。長期的な健康状況が不明であるから加熱式たばこを吸ってもよいという意味ではない。加熱式たばこについて、指導にとどめるのか、「たばこ」として取り扱って京都市が先陣を切って過料を徴収するのか、など細かいところについて考えていただきたい。

●事務局

- ・ 加熱式たばこの喫煙による過料徴収を実施するか否かについては、状況を確認して、丁寧な議論を重ねる中で皆様からの御意見を引き続き仰いでいきたい。

○委員

- ・ 呼吸器内科の業界では、禁煙してくださいと患者に伝える際には加熱式たばこも含んでいることを御理解いただきたい。

○委員

- ・ それぞれの市においてどういう目的で条例を定めているのかも比較検討した方がよいと思う。なぜ指導にとどめているのかという点も比較した方がよいと思った。
- ・ 京都市で路喫条例が制定されたときには紙巻たばこが一般的であったため、路喫条例第2条でたばこについて定義しなかったのだと思われる。岡山市は条例でたばこの定義をしていない中で、加熱式たばこを条例の対象としているようだが、条例で加熱式たばこが「たばこ」であることを定義しないままでは、過料処分する際の根拠条文としては弱いと思われる。

○委員

- ・ 他都市の条例について、たばこの定義規定の有無についても整理していかねばならないと思われる。

○委員

- ・ アイコスを路上で喫煙して注意される人は若年層が多いのだろうか。喫煙場所の中できちんと吸っているのだろうか。

●事務局

- ・ 加熱式たばこの喫煙者は若者が多いので、指導対象者も相対的に若年層が多い

だろうと思われる。

### 3(3)イ喫煙場所の今後の在り方について

#### ○委員

- ・ 今後、民間の喫煙場所が増えた場合、公設喫煙場所の撤去はあり得るのか。

#### ●事務局

- ・ 喫煙者への配慮は、条例制定時の付帯決議や審議会の答申においても触れられているので、それを前提に地域の状況を踏まえての検討になる。

#### ○委員

- ・ 民間の喫煙場所であれば、廃業に伴い喫煙場所がなくなる可能性があるのですが、行政が喫煙場所を設置することには意義はあるのではないかと。

#### ●事務局

- ・ 最近は喫煙場所を併設しているコンビニエンスストアが増えている。一方で、特に過料徴収区域内には公設喫煙場所を新設する土地がないのが実態である。民間の喫煙場所も活用させていただきたいという思いはある。

#### ○委員

- ・ 現時点で公設喫煙場所の設置を具体的に検討している場所はないのか。

#### ●事務局

- ・ 具体的にはない。

#### ○委員

- ・ 密閉型の民間喫煙場所とパーティション型の公設喫煙場所が近くにあった場合、指導員ははみ出し喫煙者をどちらに誘導するのか。

#### ●事務局

- ・ 本市が積極的に民間の喫煙場所へ誘導することははばかれるので、公設喫煙場所へ誘導する。また、公設喫煙場所が密な状態であれば、外で並んでお待ちいただくよう案内する。

以上